

## 山口市介護人材確保手数料等補助金 Q & A

### A 1 法人が市外であっても対象となるのか。

- 法人が市外であっても市内に介護サービス事業所を有している法人であれば対象となります。

### A 2 6か月以上介護業務に勤務しているが、6か月未満で離職した場合は本補助金の対象にならないのか

- 雇用が6か月未満の場合は申請対象外です。

### Q 3 6か月以上の勤務が条件となっているが、雇用時点で山口市内の事業所に勤務していれば、市外の事業所に勤務していても対象となるのか。

- 市内の介護サービス事業所に継続して6か月以上介護業務に従事したことを要件としているため、対象外となります。

### Q 4 離職による返金が想定されない場合であっても6か月後の申請となるのか。

- 6か月以上介護業務に勤務している実績をもって申請となります。

### Q 5 雇用時点の事業所から別の事業所へ変わった場合でも対象となるか。

- 雇用した法人の市内の事業所であれば介護サービス事業所が変わっても対象となります。

### Q 6 外国人介護人材の雇用の際の経費に在留資格「介護」の方が含まれていないのはなぜか。

- 在留資格「介護」は日本で介護職として就職するための在留資格で、介護福祉士を取得しており、雇用に関して日本人とほぼ同条件のため含めていません。
- なお、在留資格「介護」の外国人を人材紹介業者から紹介を受けた場合の紹介手数料は対象となります。

### Q 7 対象としている介護職員にケアマネ、看護職員、生活相談員、管理者は含むのか。

- 本補助要綱では、介護職員を事業所で利用者に介護等を主たる業務として行うものとしており、ケアマネ、看護職員、生活相談員、管理者は対象外となります（人員基準の介護職員と同じ）。

**Q 8 技能実習生の「入国に要する費用」とは何か。**

- 外国人介護人材の入国及び国内の移動のための旅費や、在留資格の手続きを郵送で行う場合の郵送代等を想定しています。

**Q 9 技能実習生の「在留資格の申請に要する経費」とは何か。**

- 「在留資格認定証明書」が必要な場合、その申請に必要な費用等を想定しています。

**Q 10 技能実習生の「講習や研修に要する経費」と何か。**

- 監理団体等の受入調整機関に支払った研修費用や講習費用を想定しています。なお、研修期間中に支払った外国人介護人材の生活のための費用（食費や生活費手当など）は対象となりません。

**Q 11 技能実習生の「人材紹介手数料」「送り出し機関への支払金」以外で「その他市長が特に必要と認める経費」には何が想定されるか。**

- 外国人介護人材の入国に要する費用、研修に要する費用、在留資格の変更に要する経費等を想定しています。なお、研修期間中に支払った外国人介護人材の生活のための費用（食費や生活費手当など）は対象となりません。

**Q 12 雇用から6か月後の申請となるが、補助対象経費に申請までの経費を含めてもよいか。**

- 就労（雇用）するまでに生じる経費であるため、就労後の経費は対象外となります。また管理団体への入会金、年会費、雇用後のサポート費用等は対象外となります。